

メリット☆ワン

(平成20年10月14日現在)

1. 商品名 (愛称)	定期積金(満期予約型) メリット☆ワン	定期積金店頭表示金利に0.05%上乗せした商品です(条件をご確認下さい)
2. 販売対象	個人	
3. 条件	【条件1】期間 …… 12か月以上60か月以内 【条件2】払込方法 …… 自動振替 【条件3】満期金 …… 自動満期処理特約でのお受取 【条件4】契約方法 …… 自動再契約でのお申込(1回以上) *詳しくは、下記【条件1～4】をご確認下さい	
4. 期間	12か月以上60か月以内【条件1】 ○払込みが一定以上延滞した場合は、満期日を延滞期間に相当する期間繰り延べます(満期日が繰延べられた場合は、自動満期処理及び自動再契約の処理は行われず、以後、両特約は解約されたものとして取扱います)	
5. 払込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	お通帳からの自動振替【条件2】 ○契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます ○1回当たり100円以上(満期分散式は3,000円以上) ○1円単位(満期分散式は1,000円以上)	
6. 払戻方法	自動満期処理特約でのお受取(満期金)【条件3】 ○自動満期処理の特約 満期日を迎えた定期積金を自動的に解約し定期作成あるいは、指定口座への入金を選択いただけます ○約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約の給付金が受け取れます	
7. 契約方法	自動再契約でのお申込(1回以上)【条件4】 ○自動満期処理依頼書に基づいた契約内容で、自動的に契約を更新します	

<p>8. 給付補填金</p> <p>(1) 適用利回り</p> <p>(2) 支払頻度</p> <p>(3) 計算方法</p> <p>(4) 延滞利息</p> <p>(5) 先掛割引金</p> <p>(6) 税金</p> <p>(7) 金利情報の入手方法</p>	<p>○契約期間により、3年以上と3年未満に分類し、契約時の利回りを満期日まで適用します</p> <p>○満期日以後に一括支払います</p> <p>○計算単位を100円（満期分散式は1,000円）として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します</p> <p>○満期日以後の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します</p> <p>○約定満期日以後繰り延べられた満期日前に解約する場合は、証書（又は通帳）記載の年利回り（年365日の日割計算）による延滞利息をいただきます</p> <p>○払込みを約定掛込日より早くされた場合は、相当する日数の先掛割引金をお支払いします</p> <p>○20%（国税15%、地方税5%）の分離課税</p> <p>○窓口でお問い合わせください</p>
<p>9. 付加できる特約事項</p>	<p>○払込み間隔は1・2・3・4・6か月の中からお選びいただけます</p> <p>○ボーナス月等の特定の月に、払込額を増額することもできます</p> <p>○特定の月に払込額を増額し、自動再契約の特約を付加する場合は、自動満期処理の特約とセットでお申し込みいただくと共に、契約期間が12・24・36・48・60か月の場合に限りです</p> <p>○「総合口座」「夢びと」等の担保に組み入れることができます（貸越利率は、担保定期積金の約定利回りに0.7%を上乗せした利率です）</p>
<p>10. 中途解約時の取扱い</p>	<p>○約定満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います</p> <p>○払込みがされないまま満期日を経過し解約する場合も、中途解約と同じ取扱いになります</p>
<p>11. 貯金保険制度（公的制度）</p>	<p>・保護対象</p> <p>○当該積金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます</p>